

第 431 回山形海区漁業調整委員会 議事録

日 時：令和 6 年 12 月 3 日（火）

午後 1 時半から 4 時半まで

場 所：山形県庄内総合支庁産業経済部
水産振興課 3 階大会議室

○ 報告事項

- (1) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について
- (2) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の県公報登載等について
- (3) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直しに関する今後の予定について
- (4) 令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について

○ 議 事

【第 1 号議案】 雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）

【第 2 号議案】 令和 7 管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

【第 3 号議案】 令和 7 年以降の「山形、新潟両海区小型機船底びき網漁業入会操業についての協定事項」について（協議）

○ 出席者

所 属	職 名	氏 名	備 考
山形海区漁業調整委員会	会 長	加藤 栄	
〃	会長代理	池田 亀五郎	
〃	委 員	鈴木 重作	
〃	〃	飯塚 厚司	
〃	〃	本間 和憲	
〃	〃	樋口 恵佳	
〃	〃	佐藤 一道	
〃	〃	伊原 光臣	
山形県漁業協同組合	総務部長（兼） 指導課長	安藤 大栄	

水産研究所	所 長	阿部 信彦	
庄内総合支庁産業経済部 水産振興課	課 長	加賀山 祐	(併) 事務局長
〃	課長補佐	高橋 伸明	(併) 事務局次長
〃	船 長	白幡 英樹	
〃	漁業調整主査	伊藤 寛和	(併) 書記
山形海区漁業調整委員会 事務局	書 記	斎藤 祥司	(併) 技師

○ 傍 聴 者 なし

1 開 会

事務局 それでは、第 431 回山形海区漁業調整委員会を開会します。樋口委員は所属されている公益大学で、15 時まで授業が入っておられるとのことで、15 時半ころから出席されるとのことでした。はじめに、本日現時点の委員の出席者は 6 名でありまして、委員の過半数の出席をもって成立するとする当委員会規定第 7 条第 1 項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

会 長 荒天の中、みなさまどうもありがとうございます。先月なのですけれども、日本海ブロック会議が 11 月 11 日にありまして、事務局と青森に行ってきました。それから、11 月 26 日に広域漁業調整委員会の日本北部会と全体会があり、私は現地参加、事務局はウェブ参加しました。遊漁者に関するクロマグロ規制等について、若干動きがありました。各県の業務の負担が増えるかなあということが決まりました。

その他、今後のクロマグロの遊漁の在り方について、海区の委員としてではなくて、日本には大きい 4 つの釣り団体があるのですが、その 4 団体の代表 4 名を参加させて、今後の遊漁者によるクロマグロの採捕規制を今後協議していくような話がありました。海区委員が 2 名に対し、釣り団体から 4 名で、人数的にイーブンでは無い構成なので、釣り団体の人たちに、色々なことを押し切られるのではないかと危惧しています。クロマグロ遊漁については、複数の漁業者からも不満はあるようで、なかなか漁業者等との調整は難しいところがあるなど感じました。

私から、遊漁者同士の、日本海と太平洋の間では考え方が違うので、日本海ルールがなかなか通りにくくなるのではないかと、太平洋ルールに持っていられるのではないかと発言したのですが、色々な利害が絡んで難しい問題のようです。今日はクロマグロの話題はありませんが、本県の海区

でも色々な問題を抱えていて大変です。

それでは、本日は天気も悪いのでスムーズな進行に御協力よろしく願いします。

3 議事録署名委員の選出

事務局 それでは次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしく願いします。

会長 それでは本日出席の議員の中から、議事録署名委員には本間和憲委員、伊原委員にお願いしたいと思いますが、みなさんよろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

会長 それではお2人よろしく願いします。

事務局 それでは、報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。会議資料は黒いクリップ止めの資料となります。委員の方々には事前にご送付させていただいた資料となります。庄内水産振興課の齋藤機関長は所用で欠席とのことでしたので、委員の方々には修正した出席者名簿を配布しておりますので、お手数ですが、差し替えをお願いいたします。その他、庄内水産振興課の「火光利用による一本釣漁業に係る試験操業について(案)」を配布させていただいております。こちらの資料については、報告3の「火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直しに関する今後の予定について」で説明いたします。不足等ありましたらお知らせいただければと思います。それでは加藤会長、進行をよろしく願いいたします。

4 報告事項

(1) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について

会長 それでは報告事項から進めていきたいと思いますが、「はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について」、事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 はい、御説明いたします。お手元の資料の報告1をご覧ください。2ページ目になります。前回の委員会でははたはたの採捕の制限に関する委員会指示の発動について決議されましたことについて、令和6年10月29日付の山形県公報に搭載されましたので御報告いたします。なお、関係する市町、漁協、海上保安部、酒田・鶴岡警察署、県内の釣具店へ周知・協力依頼をしております。また12月1日から来年1月末までの委員会指示となっておりますので、はたはたの遊漁の状況や巡回指導等につきましては、次回の2月の委員会で御報告できるかと思います。報告は以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまの報告に関して御質問等あったら願

いします。今シーズンも接岸が無ければ実効性が無いというか、活躍の場が無い委員会指示になってしまいそうで残念ですけれども。研究所では接岸しそうだとかそのような情報はありますか。

阿部所長 秋田でもだいぶ遅れている状態です。今年は春からの累計で 1.8 トンくらいしか獲れておらず、なかなか接岸は、本県もあまり大きくはないのかなと思います。

会長 先日スーパーに行ったら、北海道産のものだと思うのですが、ハタハタの唐揚げのお惣菜が売ってまして、それが 2 つ売れ残っていて、半値になっていたので買いました。北海道産のハタハタだとしても、お買い得じゃないですか、ハタハタの唐揚げが半値なわけですから。危惧したのは、最近はハタハタがあまり獲れないので、ハタハタの存在自体が酒田市民の頭から消えているのかなと。だから、ハタハタのお惣菜が半値でお買い得に売っているにもかかわらず、誰も手を出さないのかなと。食文化というのは 1 回消えると戻らないと言うじゃないですか。魚は 1 回消えても戻りますが、食文化は 1 回消えると戻らない。すると、食べる人がいないので、資源が復活しても、値が付かないわけです。それを私は危惧しています。

他に御意見等無ければ報告事項として御了承願います。

(2) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の県公報掲載等について

会長 続きまして、報告事項 2 「火光利用による一本釣漁業の委員会指示の県公報掲載等について」ということで、これにつきましても事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 はい、御説明いたします。先ほどと同じ資料、報告 1 の 3 ページ目をご覧ください。こちらにつきましても前回 10 月に開催された委員会におきまして、例年どおりの内容での発動について決議されましたが、この度令和 6 年 10 月 29 日付の山形県公報に搭載されましたので報告いたします。このほか、県漁協等漁業者団体、秋田県及び新潟県の行政及び漁業調整委員会、遊漁者団体や海上保安庁の周知を行っております。報告は以上です。

会長 はい、ありがとうございます。こちらに関しても従来と変わらないのですけれども、これにつきましても何か御意見・御質問等ありましたらお願いします。御意見等はございませんか。

一同 (無し)

会長 それでは報告事項として御了承願います。

(3) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直しに関する今後の予定について

会長 続きまして、報告事項 3 「火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直しに関する今後の予定について」ということで、事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 はい、御説明いたします。資料につきましては、お手元の報告3のA4横の資料と本日配布しました火光利用による一本釣り漁業の試験操業についての案の2枚です。

はじめに、報告3のA4横の資料をご覧ください。火光利用による一本釣り漁業の制限に係る委員会指示につきましては、前回10月の第430回の委員会におきまして、例年どおりの内容で委員会指示を発動すること、また、トン数制限の撤廃の要望があった事項について、まずは、事務局が主体となって県漁協さんの御協力もいただきながら、海区へ報告するための漁業者への聞き取り等の調査を進めさせていただくことの2点について、委員の皆様にご提案し、了承いただいているところです。本日は、火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の見直しに関する今後の予定について、御報告させていただくとともに、先日、山形県小型イカ釣り漁業協議会から相談のあった5トン以上の船舶による火光釣りの試験操業について御提案させていただきたいと思っております。

今後の予定について御説明いたします。資料の表の2段目となりますけれども、事務局による聞き取り調査を年明け1月から2月にかけて行う予定としております。その後、表の3段目ですが、調査結果を3月の委員会で御報告することを考えております。なお、表の4段目になりますが、見直しの素案等の作成については、並行して作業を進めてまいります。そして、表の5段目となりますが、見直しの素案等については3月の委員会で委員の皆様から調査結果について御意見をいただいた上で、4月の海区で見直しに係る事務局素案を提示し、委員の皆様にご協議いただくことを考えております。さらに表の6段目となりますが、事務局素案について、委員の皆様から御意見をいただいた後、6月の委員会において、見直し案ということで作成しまして協議していただくことを考えております。見直し案について、協議していただいた後、表の7段目となりますが、来年の7月から8月にかけて、海区委員の皆様から公聴会のような形で聞き取り調査を行っていただき、その結果を来年10月の海区で御報告し、11月にパブリックコメントを実施、12月には新たな委員会指示の発動について協議していただくことを考えております。なお、現時点での予定となりますので、今後の進み具合等により、変更はあるかと思いますが、概ねこのような流れで進めさせていただければと存じます。

次に、山形県小型イカ釣り協議会から相談のあった5トン以上の船舶による火光釣りの試験操業についてです。資料1の概要をご覧ください。1つ目及び2つ目の丸についてですが、火光釣りについては、御存知のとおり、5トン以上の船舶の漁業者からトン数制限の撤廃の要望を受け、海区での協議の結果、今後海区事務局による各地区の漁業者への聞き取り調査を行っていくこととされました。こうした中、3つ目の丸となりますが、11月7日に酒田地区の漁業者 全ての漁業者ではないのですが、漁業者による意見交換会が行われまして、その意見交換の中で、「酒田沖では火光釣りのトン数制限を撤廃しても良い」との意見がありました。そして、4つ目の丸ですが、11月25日に山形県小型イカ釣り漁業協議会からスルメイカ不漁により漁業経営の存続が難しいことから、漁業者間で異論のない酒田沖でのブリの火光釣りをさせてほしいと県に申出があったところです。これを受けまして、5つ目の丸ですが、県としましては、スルメイカ不漁などの海洋環境の変化に対応した新たな操業体制の検討す

るため、試験的に5トン以上の船舶による火光釣りについて検討しまして、本日皆様に提案させていただきたいと存じます。

次に、試験操業を行うにあたっての課題等について、御説明申し上げます。(1)の5トン未満の船舶との漁業上の調整については、先月に行われた意見交換会で、酒田沖での5トン以上の船舶による火光釣りについて異論はないとされております。(2)の試験操業の手続について、試験操業には県の取扱方針に基づき行います。今回の案件につきましては、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制の転換の検討が目的のため、試験操業の取扱方針における「その他特別の事由のために行う試験操業」で実施することを考えております。なお、漁業者間の調整や試験結果の報告等を考慮しまして、申請者につきましては県漁協さんから申請していただく予定です。申請にあたっては申請書のほか、操業計画書、また意見交換会では異論は無いとされているもののあらためて同意書等を添付していただいたうえで申請いただくことを考えております。(3)試験操業による漁獲物の取扱いについてですが、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制の転換となりうるかどうかを検討するため、試験操業による水揚げを行ってもらい、その漁獲量及び金額についても試験操業の結果として報告してもらうことを考えております。(4)の試験操業の条件ですが、試験的に委員会指示で制限されているトン数制限を解除するものとし、光力制限は10kwのまままで変更しない予定です。なお、試験操業であることから、原則今回限りとし、試験操業結果につきましては、今後海区で実施していく見直しに向けた聞き取り調査等に反映させてまいります。

以上を踏まえまして、3の対応案のとおり、山形県小型イカ釣り協議会から相談のあった酒田沖における5トン以上の船舶によるブリの火光釣りについて、試験操業を行うことで進めてよろしいか、委員の皆様から御意見を賜りたく存じます。説明は以上となります。

会 長 はい、ありがとうございます。今の説明に対して御質問・御意見等ありましたらお願いします。

伊原委員 酒田沖とあるけれども、明確な海域はあるのですか。それから、海域は限定されるのですか。もうひとつは、要望はいか釣協議会から出てきたということなのですかけれども、操業船は限定されるのですか。いか釣協議会以外の船も操業できるのですか。

伊藤書記 海域につきましては、当初は酒田沖ということで2号海区なのですけれども、県としましては、共同漁業権の鶴岡と酒田の線がありますので、それを延ばした線と、遊佐に洋上風力促進区域になっている地点がありますので、遊佐と酒田の境界を延ばした海域でブリ火光釣りを行うことを県は想定しております。対象の船舶につきましては、小型イカ釣り協議会さんからの申し出で、スルメイカの不漁の状況から漁業経営が厳しいというところが1番の目的となります。ですので、今回は小型イカ釣り漁業者の5トン以上の船舶だけを対象とすることを考えております。

以上、この2点について委員の皆様からも御意見を賜りたいと思っております。

伊原委員 該当するのは何隻ですか。

伊藤書記 3隻です。

池田会長代理 トン数は10トン以下が良いだろう。前にも言ったが、船を大きくしたら次は光量を大きくしてくださいって来ると思う。それでひっかかるのは、イカ釣り協議会で不漁と言うが、10トン以上の船は県外に行って商売している。6, 7トンで商売している人が行うのは、俺は良いと思う。なので、上限は設定しなければいけない。10トン未満にするとか。イカ釣り協議会から話があったからといって、イカ釣り協議会だけの問題ではないと思う。

伊原委員 私も池田委員の言うとおりで、いろんな問題が発生する可能性があると思うから、十分な議論は必要だと思う。

会 長 試験操業が決まったわけではない。

伊藤書記 はい、決まったわけではないです。試験操業許可につきましては、県で事務を行います、火光利用に関する委員会指示がありますので、海区委員のみなさまから了承を得てからでないと、勝手に試験操業の許可は出来ないと判断しました。そのため、みなさまから御意見をいただいたうえで了承が得られれば、試験操業許可の手続きを進めたいと思って提案させていただきました。

池田会長代理 イカがいないので、商売が出来ない人に試験操業だというのは良いと思う。ただ、トン数の上限決めないでいくらかでも良いというのは反対。10トンなど制限設けておかないと、次は光量が足りないと始まる可能性がある。

飯塚委員 試験操業はイカ釣り協議会の3隻という話だけでも、他にもやりたいと希望する人がいた場合、その人もできるのか？

伊藤書記 現時点では、スルメイカ不漁の対策ということで小型イカ釣り漁業者のみを想定しております。

会 長 将来的に火光釣りに関する委員会指示を変更となった場合、小型イカ釣り船に限定するという事では無いんですよね。

伊藤書記 それは考えていないです。

会 長 ですよね。変更する時は5トン以上の船舶もしくは上限を決めるかという問題がありますが、そうすると、「試験操業は何故イカ釣り協議会に限定するのか」という意見が出た時の対応という問題がある。将来的に、イカ釣り以外の5トン以上の船にも広めていくというのであれば、試験操業はイカ釣り以外でもやらないと、「特定の漁法だけでは不透明」という意見も出そうな気がする。私は、試験操業はイカ釣り限定にしない方が良いと思う。

もうひとつは、水揚げするわけでしょう。水揚げせずに、本当に試験だけ、自分のお金にならないというのであれば、イカ釣り協議会のメンバー

だけでも良いと思う。ただ、水揚げはするわけで、そうすると「あの人たちだけ水揚げ出来て、俺たちは出来なくて不公平だ」という意見が出てくるので、水揚げを認めるのであれば尚更、他の船にも試験操業の権利を与えないとますます不公平感が出ると思います。

一道委員 飯塚委員と加藤会長と共通しますが、やっぱり疑問はそこです。今の試験操業に関する説明では、スルメイカ不漁について対応したものということで、その需要のために行う試験操業ではあるのですが、イカ釣り協議会に限定にした場合に、対象ではない漁業者がどのような反応をするかというのが疑問に思います。

もう1点は、この意見交換会の参集範囲について、酒田所属の漁業者全員に声がかかっていたのか、この結果が全員に伝わっているのかというのも確認が必要だと思います。鶴岡の漁業者に聞こえていった時に「いつの間に酒田でそんなことが決まったのか」ということになりかねないと思います。「そんな話があるのならば、こちらにも考えがある」というような意見が出る気がします。

会 長 委員会指示を変える場合は、山形県全体ですか。それとも、酒田沖限定ですか。

事務局長 委員会指示の見直しに関しては、酒田沖限定という予定は無いです。試験操業に関しては、酒田のイカ釣り漁業者が、収入が減少したことを踏まえて設定した条件です。

会 長 そうすると、酒田地区だけで行うことについて鶴岡地区の漁業者はどう考えるのかな、と思います。試験操業は酒田沖で行い、その結果を踏まえた委員会指示の見直しは山形県全域となると、他地区の人たちから疑問の声が出るかもしれない。指示見直しは複数の船に拡大し、海域も全県となると、試験操業は小型イカ釣りだけを対象で、なおかつ酒田沖だけで試験するというのは、果たして良いのだろうか、と思います。

和憲委員 鶴岡地区のはえ縄漁業者も、酒田沖で操業する場合もあるので、やはり全ての地区で聞き取りした方が良いと思う。まして、もし酒田沖限定の試験操業で、その結果が良いとなつて、県全域に適用するとなると、なおさら話を全体に通してから進めた方がよいと思う。

会 長 現状、5トン未満の船が大瀬で火光釣りを行っている漁業者は何隻ですか。

和憲委員 最近はいないと思います。ただ、やりたいと言っている船はいて、設備は今年整えたみたいです。遊漁船では行っているけど、漁業ではまだ1回も行っていないようです。

会 長 事務局の聞き取り調査は1, 2月に予定しているみたいですけど、これも酒田限定？

伊藤書記 聞き取り調査は酒田限定ではなく、現在、現状の委員会指示を整理して

いまして、遊漁の委員会指示もあることから、併せて光力についても整理して、聞き取り項目も整理したうえで1、2月に全ての地区で聞き取り調査を行う予定です。

会 長 予定表に試験操業の期間は無いのだけど、試験操業の期間はいつからいつまでと考えているのでしょうか。

伊藤書記 試験操業の対象はブリということで、もし了承を得られればブリが獲れる12月いっぱい若しくは1月くらいまでと考えております。

池田会長代理 今年の12月？

伊藤書記 はい。

会 長 それと来年1月。

伊藤書記 はい。

会 長 酒田沖でブリの火光釣りはいつまでできるのですか。

和憲委員 それは分かりません。

伊原委員 今月まで、3トンレベルの船で、12月20日頃までは行ったことがあるが、それ以降は寒くて大変で行った記憶は無い。ただ、魚がいるかいないかは、やってみないと分からない。

会 長 1月はまだいるのですか。

池田会長代理 見たときないね。

伊原委員 ハタハタ定置を12月10日頃からやるけれども、その頃まではブリ釣りを行っていた記憶はある。

会 長 あんまり1月までって聞かないような気がします。

伊原委員 聞かないっていうよりも、時化続きで出られない。

会 長 出たら魚はいるのですか。

池田会長代理 いない。

会 長 だとすると、今から試験操業を行って、十分なデータが集まるかが疑問です。それこそ、来年の秋あたりまで考えた方が、試験操業としては良いのかなと思います。酒田沖でのブリ火光釣りのピークは何月なのか。私は10、11月までとなんとなく思っているのだけど、違うのですね。

池田会長代理 11月の初めあたりじゃないか？

会 長 ちなみに、最近、火光釣りで一晩でブリを25本釣った人がいました。全部漁協に水揚げしたようですが。だから11月あたりがピークかなと思っています。

伊原委員 報告資料の3の対応案について、私はこれで進めても良いと思う。試験操業の目的は「海洋環境に対応した、その他特別な理由のために行う試験操業」で、操業船は限定する。期間も12、1月の限定。試験結果もきちんとまとめて検証するのであれば良いと思う。

会 長 伊原委員の考えは、試験操業の対象の船は小型イカ釣りの船限定で良いという考えですか。

伊原委員 はい。

池田会長代理 私は、要望書を県に出せば、「じゃあとりあえず試験操業でも行いましょう」となるのがおかしいと思う。これから何日時化るかって分からない状態の中で、1か月で結果を出すのは現実的に難しい。来年の12月頃までやるのかと思って聞いていたけど、今年の12月いっぱいとは驚いた。操業できる日数が限られているのに実績を出すのは難しいだろう。

伊原委員 もしも「自分たちの水揚げ額向上」が目的なのであれば、それは問題。ちゃんとした目的があれば良いが、それ以外の理由なのであれば、他の問題が起きる可能性がある。

それから、しっかりした結果が出せるのかということもある。試験だから自腹を切っても操業するのかなと言ったら、獲れなければ行かないわけだ。行かなければ結果も分からない。そもそも、しっかり試験操業の結果を出すことが出来る試験設定なのか。

会 長 1月にブリが並んでいるのを見たことはありますか？

池田会長代理 無い。12月に揚がっているのは見たことがない。

飯塚委員 区域を酒田沖に限定したとしても、縄は自由漁業なのだから、酒田でも操業する船に意見を確認する必要があると思う。結果どうこうよりも、イカ釣りで、トン数に関係なく許可を出してほしいというのが目的なのだと思う。5トン以下は今も火光釣りをやっているわけなので、トン数制限を撤廃してくれというのが目的だと思う。

池田会長代理 そういうことだろう。

飯塚委員 その目的が良いのかどうなのか、これは検討しなければいけない。いろんな問題はあるのだと思うが、多数の人が操業の対象とした試験を設定すべきだと思う。一部の地域で一部の人しか試験操業出来ないというのは、私は首を傾げてしまう。そのような許可の出し方は方向性が違うと思うし、「トン数制限撤廃」が目的だと思うので、そのあたりを含めての検討は必要だと

思う。

試験操業はやってみないと分からないので、本来であれば最上丸とか県の船で試験して、結果を評価するのが当たり前だと思う。

会 長 なかなか考えなければいけない疑問点が多すぎる。

飯塚委員 既に小さい船で操業出来ているのだから、大型船で試験操業やらせてくれということがおかしい。さっき言ったように、「トン数制限を外して我々も操業させてほしい」ということだと思う。

会 長 ちなみに、この試験操業で1番知りたい点はどのような結果なのですか。大型船でも、5トン未満の船と同じように釣れるかという話？5トン以上だと釣れないとか、5トン以上だから5トン未満の倍は釣れるとか、あまりそのような因果関係は無いと思いますが。

伊原委員 試験操業などに関しては、1月から始めるこの計画で議論して決めていくわけだから、私はこのスケジュールで良いと思う。何の目的で試験操業を急ぐのか分からない。

会 長 そうですね、それに試験操業の結果って、なんとなく分かるじゃないですか。大体どの程度釣れるというのが。この試験操業の目的は、水揚げを上げる目的しかない。逆に言うと、水揚げは認めずに試験のために純粋に操業してくれと言ったら、果たして行うのか、という疑問がある。

今回の試験操業について、「今の水揚げが目的では無く、将来の水揚げ向上のために選抜メンバーが行う。燃料などの実費は払うが、水揚げは認めない」と徹底して説明すべきかもしれない。そうすれば、選抜メンバーをイカ釣りに限定しても特に問題は無いと思います。ただ、小型イカ釣り協議会の人たちが、「水揚げが認められないのだったら協力しないよ」と言ってしまうでしょうもない。

試験だということを徹底して伝えれば、どのような選抜メンバーだとしても、苦情は来ないと思います。

鈴木委員 酒田地域で意見交換会が行われたとありますが、1、2月の事務局による聞き取り調査は行わないという考えですか。

伊藤書記 いえ、酒田地区でも聞き取り調査は行います。今回の意見交換会は漁業者から申し出があったもので、県や海区事務局が主催した聞き取り調査では無いので、これからの聞き取り調査は全ての地区で行います。

鈴木委員 仮に海区委員会でこの案で良いですよとなれば、試験操業が始まる流れですか。

伊藤書記 はい、海区の委員のみなさまから御議論いただいて、その意見を基に試験操業を行って良いとなれば、今週中にでも操業したいようなスピード感でしたので、速やかに手続きを行う予定です。

鈴木委員 実際、今も5トン未満の船は、ブリを釣っているわけですね。

伊藤書記　釣っていると思います。

鈴木委員　小型船が釣っているという実績が既にあるところに行って試験操業するという意味がちょっと分からないのだが。

飯塚委員　既に小さい船でやっているのだから、それが例えばもっと小さい船でもできるかどうかの試験操業であればわかる。大型船で行っても経費がかかる点や水揚げがある点は同じ。小さい船が既に操業している所で大型船で試験操業したいということ自体が私はおかしいと思う。

会　　長　　5トン以上の船でも獲れるに決まっているので、5トン以上の船が5トン未満の船と一緒に操業して、5トン未満の船に迷惑にならないとか、そういった観点からの試験は意味があると思います。

伊藤書記　今回の試験の目的は、スルメイカ不漁ということで小型イカ釣り漁業者の魚種の転換も減収対策のひとつなのですが、会長がおっしゃったように、今後見直しを行うにあたって、実際に操業して小型船とトラブルが起きた場合は見直しにも影響がありますので、影響の有無の確認も試験の目的と考えております。

会　　長　　本間委員に伺いたいのですが、サワラは夜も釣っているのですか？

和憲委員　夜はあまりしていません。日中に釣れなく、満月で水が澄んでいた場合は夜に行うこともありますけど、ここ何年かは日中に釣れているので、夜の操業はやっていないです。

会　　長　　仮に夜にサワラ漁を行う場合、隣で火光釣りをされると影響はあると思いますか？

和憲委員　あると思います。

会　　長　　結果、サワラ漁もやりづらくなることにつながりますよね。

和憲委員　やりづらくなると思います。前にも話したように、火光釣りや電気を使うとワニザメが集まります。夜にサメが集まって、翌日にその近くで縄をやると、サワラやら全てサメに喰われるので、影響は大きいと思います。現に、栗島付近でやっている山北の船は、サメがいて商売にならないことが多いと言っています。

会　　長　　影響はあるわけですね。なるほど。酒田沖でサワラ漁をやっている人がいると思いますが、場合によっては、1番影響受けることになるかもしれません。

伊原委員　これからの時代に合わせた指示をどうつくっていくかという議論は、来年から始める調査でやるべきだけど、今回の試験操業が個人の営利目的なのか、あるいは将来の水揚げ向上のためのしっかりした目的があるのかは

確認が必要だと思う。この試験設定では、6トンの船でやろうが、4.9トンでやろうが結果は同じだと思う。「不漁で収入が少ないから行う」というのは、他の船に不公平となる。「この船だけ助けるのか」という意見も出るかもしれないし、その辺りも考えてもう少し時間をかけて議論すべきだと思う。しっかりとした目的があるのであれば良いが、だんだん聞いていると怪しくなってきた。

鈴木委員 意見交換会では、光量についての意見は出ませんでしたか。

伊藤書記 光量については現状の10kWのままという意見がありました。

会 長 集魚灯の仕組みは分らないですけど、あれは10kW未満に簡単に調節できるものなのですか。

伊藤書記 先日、小型イカ釣り協議会副会長の進藤さんに確認して、もしこの試験操業が認められれば、10kWがどのくらいの光量か県で確認させてもらう予定です。10kWに調整できると聞いております。

会 長 通電する球数を減らすということなのか、それとも全体的な光量を調整するのですか。

伊藤書記 調整方法までは確認していないので分かりません。

会 長 聞いていないのですね。

伊藤書記 はい。

鈴木委員 結論から言って時期尚早だと考えます。5トン未満にした経緯や光力制限を設けた経緯について、火光釣り自体がはえ縄や刺し網など様々な漁業に対して影響が相当あるということで、船が大きければ光量も大きくなるということから、5トンに制限した経緯があります。

今回は、ブリ釣り限定の取り決めであれば良いのかもしれないけど、火光釣りに関する委員会指示の見直しとなると、漁場も今は明石礁や飛島だけかもしれないけど、当然、大瀬などの鶴岡沖にもあるのかもしれないし、漁場がどこに形成されるか分からないので、漁場の形成にあわせて移動もするだろうし、適切な火光利用に関する取り決めも議論をするべきだと思います。

会 長 短期間のデータが集まらなさそうな試験操業を無理して行うよりも、来年1年かけて複数の人に意見聴取をして調整した方が、良い結果が出るのではないかとみなさんお考えですかね。今回は、「水揚げを認めるのは試験操業とは異なる」という意見もあるのですよね。

鈴木委員 困っているのも分かるから、「試験操業をして水揚げさせるべき」という考えも理解するが、それを認めてしまうと、みなさんが言うように、次から次へ複雑に絡み合った問題が出てくる。それを県が管理して規制できるのであれば良いが、それが出来ない状態なので、やはり最後は地元漁業

者との合意形成が必要だと考える。そういう意味でも、もう少し議論が必要なのではないかなと思います。

会 長 個人的な考えとして、令和8年からは5トン以上に拡大しても良いのかなと思っています。漁船の数も減っているし、水揚げも減っているし、その中で5トン以上の船に火光釣りの機会を与えても、そこまで影響は大きくないのかなと思っています。今の漁協の財務状況を考えた場合、水揚げ額の向上は重要だと思います。そのためには、1年じっくり時間をかけて、みなさんの納得を得たうえで、指示の見直しを進めた方が良いと思います。

一道委員 この試験操業の話が出てくる前の要望というか、今年2月に組合へ副申書を返却した時から、1年近くかかっている、あの要望が出てきた時から、これは時間がかかるだろうと思っていました。

今回は火光利用に関する一本釣り漁業の議論を進めていくという段階にあるのですが、漁業者の声はこれからいろいろな形で挙がってくると思いますが、規則や委員会指示に触れるものに関しては、これだけ時間がかかるということを漁業者・漁協・県も認識して、本当に進めたいのであれば、計画の提案はもう少し早く行うべきではなかったかと思います。1年近くかかっていますからね。ひょっとしたら、試験操業の検討を早い時期にしていれば、この試験操業は認められていたかもしれません。試験操業が本当に必要だとなれば、漁期から逆算して提案する時期を考えるのが必要なのではないかと思います。

今回の試験操業については、考えや思いはすごく長い期間を費やしたのでしょうけれども、提案や手続きに関してはちょっと短いかなと思いました。

会 長 まとめると、試験操業については議案ではないので、あくまでも報告事項に対する意見なのですが、海区委員会としては、今回の試験操業については認めない。来年1年間考えて、調査や意見聴取により調整して、再来年に結論を出すということを委員会の意見としてよろしいでしょうか。

一 同 はい。

会 長 はい、ではそういうことで委員会の意見をまとめたいと思います。

(4) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について

会 長 次に報告事項4「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について」事務局から報告をお願いします。

事務局 報告4の資料をご覧ください。座って御説明します。今年度の日本海ブロック会議は11月12、13日に青森県で開催され、加藤会長と私が出席してきましたので、会議結果を御報告いたします。

資料の1～66ページは「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について」です。1ページ目は国交省海事局、2ページ目は

海上保安庁、3 ページ目は外務省、4 ページ目は水産庁、5 ページ目は衆議院、参議院農林水産委員会委員長への要望活動の概要を記載しております。6～43 ページの要望内容および結果については、前回 10 月の委員会で、44～66 ページの要望書については、6 月の委員会で報告および資料を配布させていただいておりますので今回は説明を割愛させていただきます。お時間ある際に御確認をお願いいたします。

67～107 ページは「令和 7 年要望事項について」です。本県の要望は 3 題で、72 ページの「太平洋クロマグロの資源管理について」、102 ページの「プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について」、103 ページの「ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について」となります。各海区からの要望数は合計 35 個で、今年度は全て継続要望で、新規要望はありませんでした。全ての要望が、日本海ブロックの要望事項とすることで採択され、類似する要望などについては、全漁調連事務局が適宜調整して 1 つにまとめる場合があるとのことでした。

当海区の加藤会長が「クロマグロの小型魚・大型魚の漁獲枠について、各国の割当について教えてほしい」と質問しましたが、当日に出席していた水産庁の職員はクロマグロ担当では無かったことから、「担当に確認し、事務局を通じて回答する」とのことでした。

後日、水産庁から回答があり、小型魚は WCPFC 全体で漁獲割当があるのは 2 か国だけで、1 か国目は日本で全体の 86%、2 か国目は韓国で全体の 14% のとのことでした。

大型魚は WCPFC 全体で漁獲割当があるのは 3 か国で、1 か国目は日本で全体の 71%、2 か国目は韓国で全体の 4%、3 か国目は台湾で全体の 25% で、他にこの 3 か国の漁獲割当とは別に、ニュージーランドで 200 トン、オーストラリアで 40 トンまで漁獲が可能との回答でした。

108 ページは「次期開催地について」で、北と南の端の県から交互に持ち回りで開催することとなっており、来年度は島根県での開催となります。山形県での開催は 4 年後、令和 10 年度となります。

109～112 ページは「京都海区からの質疑事項について」です。質疑の概要は、「京都海区では委員会指示で火光利用釣漁法を制限、灯火数制限区域を設け、イカ類の乱獲を防ぎ資源保護に努めています。集魚灯に関して、近年は LED 灯が広く普及し、構造上、灯火数で制限することが困難で、比較的小型であることから、船艇のあらゆる場所に設置可能で、船体内を照らす作業灯として使用し、集魚灯としては使っていないケースも確認されております。このような問題が顕在化すると、海上での指導取締にも支障をきたす可能性が考えられるので、「火光利用釣漁法の光力規制の在り方について、集魚灯の形状や作業灯との区分などについて、水産庁へ統一見解を求める」という内容で、茨城、東京、熊本などの一部の都道府県では、遊漁者の火光を利用した漁法を、漁業調整規則の「遊漁者等の漁具漁法の制限」により禁止しているケースもあることから、このような事情も踏まえて見解が欲しいとのことでした。

これに対し、水産庁の出席者からは「各浜で事情が異なるので、水産庁で統一見解を決めるのは難しいと個人的には考えるが、水産庁に持ち帰って情報共有する」との回答がありました。

報告は以上となります。

会 長 はい、ありがとうございます。ミニボートの要望に関して、距岸距離を

1,000メートルと出したのですが、具体的な航行区域についての提案・要望を出した海区は他には無かったです。その後、ミニボートの動画を見ていたのですが、死にかけたとか、走っていたら水が入ってきたとか、危ない目に遭ったという動画が案外出ていました。特に、ミニボートに2人で乗るとなると、結構重くなり、荷物も積むので、上手に乗らないと後ろから浸水したりしますからね。1人で乗っている分には軽いのでしょうか、どうしても2人で乗ると荷物も体重も倍になりますからね。

他に御意見等なければ、報告事項として御了承願います。

(5) その他

会 長 次にその他として、委員の方から報告事項で何かある方いらっしゃいますか。

一 同 (なし)

会 長 事務局から何かありますでしょうか。

事 務 局 特にありません。

会 長 それでは次に議事に移りたいと思います。

5 議 事

【第1号議案】 雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）

会 長 第1号議案「雑魚刺し網漁業の公示について」、庄内総合支庁水産振興課からお願いいたします。

加賀山課長 はい、諮問案件ですので諮問文を読み上げさせていただきます。
山形県漁業調整規則第12条第3項第5項および第16条第2項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。諮問第280号雑魚刺し網漁業の公示について、理由ですが、山形県漁業調整規則第5条第1項第9号に掲げる固定式刺し網漁業のうち、雑魚刺し網漁業について、当該知事許可漁業に関する制限措置の内容、許可または企業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可基準について定め、公示するためとなっております。詳しくは担当から説明させていただきますので、御審議よろしくをお願いします。

会 長 引き続きお願いします。

伊藤主査 はい、御説明いたします。お手元の資料の2ページ目をご覧ください。御説明申し上げる前に資料の修正なのですが、1の(1)の制限措置のなかで、右から2番目の船舶等の数が11隻となっておりますが、漁協さんとのやりとりがあり、変更がありまして10隻となりますので修正をお願いします。

では、御説明いたします。雑魚刺し網漁業についての公示となります。

こちらにつきましては令和4年2月に知事許可漁業として新設され、この度、令和7年1月31日に許可期間が満了するため、12月中に（新旧）許可の許可内容の公示を行う予定としております。山形県におきましては、ほとんどの知事許可漁業は漁業の安定性を考慮し、許可の満了に合わせ申請すれば、継続して許可を持ち続けることができる漁業、いわゆる継続漁業と位置づけられています。

一方、雑魚刺し網漁業については、後ろに図を添付しておりますが、操業区域が酒田北港の漁業権が消滅した区域となっております。そのため、許可を行うにあたり、毎年、庄内総合支庁河川砂防課の海岸管理者と許可内容や操業区域等についての調整が必要なことから、1年の許可とし、許可満了後の次回許可の申請については申請者全員が新規申請者として、許可申請を行うこととしております。

続きまして、資料2ページの（1）の制限措置を御覧ください。制限措置については昨年度から変更はなく、隻数は県漁協さんから希望隻数としてあがってきている10隻となります。（2）の申請すべき期間につきましては、令和6年12月10日から令和7年1月10日まで行う予定としております。（3）の備考のアの許可の有効期間は、他の刺し網は3年ですが、こちらの雑魚刺し網漁業は毎年海岸管理者との調整等が必要なことから1年間としております。イの条件につきましては、諮問外ではありますが、現在の許可内容から変更はございません。また、ウの許可基準についても、昨年度と同様に申請時点においてこの漁業の知事許可の実績があるものを優先するものとしています。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

会 長 ただ今の説明について、皆様から御質問御意見等ありましたらお願いします。

伊原委員 例年どおりだから良いのだけど、雑魚（ざつぎょ）というのが雑な魚なのかと思ってしまう。雑魚というのは何か意味はあるのですか。

伊藤主査 はい、これは国語辞典的には「ざこ」と読むのですが、雑魚（ざつぎょ）刺し網漁業とした経緯については過去の資料では確認できず持ち合わせていないのですが、佐賀県や石川県にも同じように雑魚（ざつぎょ）刺し網漁業という同じような漁業が知事許可漁業でありまして、担当者に確認したところ、他県でも慣例的に「ざつぎょ」と呼んでいるようです。

伊原委員 雑な魚ではなくて、獲れるもの全てということですか。

伊藤主査 はい、雑な魚というわけではなくて、そこで獲れる魚種、主にカレイやヒラメなど、獲れるもの全てを一括りにしています。

伊原委員 特に問題は無いのだけれど、雑魚（ざつぎょ）というのに違和感があると前から思っていて、分かりました。

会 長 多種魚種などと表現できれば良いのかもしれないけど。内容的には異論はないですね。では諮問案件ですので、この諮問内容について適当と認めてよろしいでしょうか。

一 同 (異議なし)

会 長 では、御異議が無いようですので、第1号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思います。

【第2号議案】 令和7管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

会 長 次に、第2号議案「令和7管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について」こちらも諮問案件ですので、山形県庄内総合支庁水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、それでは資料2を御覧ください。諮問案件ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

漁業法第16条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同上第2項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を問います。諮問第281号 令和7管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について、理由ですが農林水産大臣により配分されました、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する都道府県別漁獲可能量について知事管理漁獲可能量を定めるためとしています。詳しくは担当から説明させていただきます。御審議をお願いします。

会 長 引き続きお願いします。

斎藤技師 はい、それでは2ページ目を御覧ください。2、3ページ目のとおり令和6年11月7日に農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知があったことに伴いまして、4、5ページのとおり山形県における数量を定めております。

4ページ目に「まあじ」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。知事名の後の方に具体的な内容について記載しておりますので、御覧ください。「まあじ」に関する令和7管理年度、こちらは令和7年の1月1日から同年12月末日までの期間をいいます。この令和7管理年度における数量漁業法第16条第1項に定める数量に関しまして、農林水産大臣から本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、過去実績の漁獲量が少ないということで、「現行水準」と通知がきております。山形県資源管理方針では、山形県で「まあじ」を獲る漁業を総じて「山形県まあじ漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定める案とさせていただいております。

5ページ目に「まいわし対馬暖流系群」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。「まいわし対馬暖流系群」に関して、本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、こちらも過去実績の漁獲量が少ないということで、「現行水準」と通知がきております。山形県資源管理方針では、山形県で「まいわし対馬暖流系群」を獲る漁業を総じて「山形県まいわし漁業」としておりますので、知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定める案とさせていただいております。

6～11 ページは参考資料としまして、該当魚種における水産政策審議会の資料を添付しておりますので御覧いただければと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ただ今の説明について、皆様から御質問御意見等ありましたらお願いします。

個人的にはアジは九州とかで獲れるというイメージで、これだけ温暖化が進んで山形県でも海水温が上がっているといえども、山形県でアジが増えたかということ、あまり増えたという実感は無く、不思議です。隣の新潟県の、アジの漁獲量は分かりますか？

斎藤技師 新潟県は確認していないのですが、先ほど会長がおっしゃった長崎県の実績について、令和4年は約51,000トン、令和3年は約45,000トンとなっています。

会 長 ケタが2つ違いますね。山形県は100トンくらいですからね。
他に御意見が無ければ、諮問案件ですので、この諮問内容について適当と認めてよろしいでしょうか。

一 同 (異議なし)

会 長 では、御異議が無いようですので、第2号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思います。

【第3号議案】 令和7管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

会 長 次に、第3号議案【令和7年以降の「山形、新潟両海区小型機船底びき網漁業入会操業についての協定事項」について（協議）】事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは資料3を御覧ください。座って御説明します。毎年締結しております「山形、新潟両海区小型機船底曳き網漁業入会操業」にしまして、新潟海区から協定事項の変更に関する申し入れがありました。具体的には、原則自動更新としたいとの事でした。

事の発端は、昨年度の「新潟・山形両海区入会協議会」で新潟海区から【「協定も安定して推移しているので、毎年ではなく2～3年間隔での協定締結で対応しても良いのではないか」という話が委員会で出て、ただ、これは新潟海区として集約した話では無いので、新潟海区でも議論していくが、山形海区でも検討してほしい。】との提案があった事から始まっております。このことは、昨年度10月の委員会で協議しておりまして、「有効期間を2,3年に延長する方向で異論はない」との結論となったことから、新潟海区にその旨を報告しておりました。

そして、今年10月に新潟海区から協定案の提出がありまして、事前に加藤会長と相談しまして、先方にも調整してもらい、資料1, 2ページの新旧対照表、3, 4ページの協定案（溶け込み版）となりました。本日は、この案について委員の方々にも協議していただきたいと存じております。

また、5、6 ページは今年度に締結した現行の協定となりますので御覧いただければと思います。

内容に関しても説明させていただきます。変更内容に関しましては、1、2 ページの新旧対照表を用いて説明させていただきます。左の欄が新しい協定案であり、右の欄が旧の現行の協定となります。

1 つ目は、題名の変更で、山形、新潟の順となっております。山形が先の理由について新潟海区に確認したところ、昭和 51 年に山形県知事と新潟県知事が締結した「山形県と新潟県の漁業調整に関する協定」に倣ってこの順番にしたとのことでした。

2 つ目の変更は、4 の協定期間となります。現行では「この協定の有効期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までとする。」と有効期間は 1 年となっており、毎年締結する内容となっておりますが、協定案では「この協定の有効期間は 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 6 か月前までに両海区のいずれからも協定の改廃について申し出が無い場合は、有効期間はさらに 1 年間延長されるものとし、以後、この例による。」となっております。当初の新潟海区からの提案は「2、3 年ごとに締結することとしたい」という内容でしたが、今回提出のあった案を確認すると、「有効期間は 1 年だが、申し出が無い限り自動更新したい」という内容でした。

3 つ目の変更は、5 「その他」の (3) となります。現行では「両海区が必要と認めた場合は、有効期間中においても、本協定についてあらためて審議するものとする。」としておりますが、協定案では、「この協定の変更について、協定者のいずれかから申し入れがあった場合には、両海区が誠意をもって協議の上、両海区の合意に基づき、この協定を変更することが出来るものとする。」となっております。

最後に、裏面の 2 ページ目に関しまして、協定者の順番が山形海区会長、新潟海区会長の順に変更となっております。

以上が、新潟海区から提案のあった協定内容に関する説明となります。なお、先方の新潟海区の方でも 11 月 28 日の海区委員会でこの案について協議したようで、この案で承認が得られたと連絡がありました。締結予定日に関しましては、操業が 9 月からですので、遅くとも 8 月末までには締結する必要があります。現在の協定が 6 月 30 日までですので、新協定の締結は 7 月 1 日が良いのではないかと先方の新潟海区の事務局では考えているようでした。

山形海区事務局としましては、本日の委員会で協議させていただき、結果を新潟海区と共有予定でございます。年末ごろに新潟海区から当海区の意見を反映させた正式版を提出してもらう予定ですので、来年 2 月初めに予定している次回の委員会で正式に承認するスケジュールを考えております。もし、どちらかの海区で内容の修正がありまして、再協議が必要だとしても、次回の締結時期である来年の 6 月までには時間がありますので、変更修正は可能なスケジュールで進めております。

説明は以上となります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございます。従来、1 年ごとに協定を締結していましたが、もっと長い期間で良いのではないかと話が出て、3 年でどうかという話もあったのですけれども、新潟海区から自動更新方式についての提案があり、自動更新になった場合の協定内容について、こちらからも修

正意見を出したりして、最終的にこの案となりました。特に何もなければ毎年自動で更新していくということになります。何かあった場合には、どちらからでもいいので申し出をすると、その内容の変更の協議をしなければならない。協議後の変更内容は両海区の合意のもとで変更していくということになったということです。

このことについて、皆様から御質問御意見等ありましたらお願いします。これまで新潟とトラブルになったというようなことは聞いていませんが。自動更新方式でよろしいでしょうか。

一 同 はい。

会 長 それでは山形海区でも異議は無かったことを新潟海区へ報告します。締結は来年の3海区連絡協議会で行うのですか？それとも、それよりも前に締結する？

事 務 局 その前に締結したいです。今の協定の有効期間が6月30日までです。で、新しい協定は7月1日頃に締結する予定で考えていますので、協議会前に締結する予定です。

会 長 では協議会前に締結するのですね。協議会の開催頻度も変わりますか？

事 務 局 協議会は毎年開催します。

会 長 状況報告も兼ねてね。

事 務 局 おっしゃるとおりです。

会 長 はい、ということでこの内容で了承したと新潟海区に報告します。

6 その他

会 長 全体のその他で何かありますでしょうか。

鈴木委員 いいですか。

会 長 はい、どうぞ。

鈴木委員 前々回欠席したので、議事録が前回の委員会が終わってからきたので、明石礁の事で聞きたいことがある。委員会に出された明石礁の要望はまだ生きていますか。

会 長 今から10数年前のですよね。

鈴木委員 はい。

会 長 要望書ですから、いつまでという期限はないと思います。そのため、要望事項は生きています。

鈴木委員 この間の議事録を見ていると、魚がまるでいないという事と、操業禁止エリアの因果関係が分からないというようなことが中心の内容だっただが、魚が戻らなければ禁止エリアに設定出来ない、規制出来ないという考えですか。

会 長 大元に海藻の問題があったのではないですか。

鈴木委員 はい。

会 長 網を入れることによって、魚の産卵場所や生育場所が傷み、その場所の海藻が網漁業によって減っているのではないかと。そのことについて調べることが明石礁調査の始まりと認識しています。

今年や今までの調査結果を踏まえると、網によって海藻が減っているという実態は無いのではないかと。確定ではないですけど、その可能性が高いという見解となりました。そうであれば、海藻の枯渇を防ぐための、新たな規制を定める必要は少ないのではないかと、というのが前々回の結論と私は理解しています。

鈴木委員 要望書では規制をお願いしましたが、因果関係を証明できない限り、規制は出来ないということですか。調査指標として海藻に着目し、研究所に調査依頼をしたのですが。

会 長 あとは、岩礁自体が削られて、明石礁の形が変わってしまっているのでは、と。というのも、船の馬力が大きくなっているので、明石礁は柔らかい岩礁なので「網で壊しているのではないかと」という話もありました。ただそれについては、同じ場所の地形データを集めるのは難しいので、「明石礁の形が崩れているのではないかと」ということについては、これまでの調査で明確にはなっていません。ただ、明らかに損傷している海藻や地形があるわけではありません。たしか、最初の仮説は、根が削られて海藻が生えなくなってしまうということだったはずで。

鈴木委員 岩礁については、以前の状況が分からないから、調べてもどのような変化があったのかが良く分からないので、海藻が1番分かりやすいのかなと考えて海藻の調査を依頼した。しかし、海藻が無い場所や、海藻が育ち難い環境については、底曳きだけの影響では無いというのが分かりました。また、今は操業しても商売にならないので3～5年は使っていないとのこと。

会 長 現状ね。

鈴木委員 はい。なので、もっと禁止エリアを広げるという方向で議論をしてもらえないでしょうか。

会 長 今は魚がいないので操業していないようですが、魚が戻れば、また操業したいという需要はあるみたいですけどね。

鈴木委員 現状の状態のまま、次の代に残してほしい。網を入れてガリガリ削ってしまえば、漁場としての価値が無くなるのは誰でも分かるだろう。だからって、底曳きの人たちの努力をダメだって言っているわけではないし、努力には敬意を表したい。

ただ、今はタイがいるかいないかで判断しているが、底曳きが入らない漁場をつくれば、鯛以外の魚も居付くかもしれない。だから、保護区域とはいかなくとも、網漁業禁止エリアを拡大して、近年使っていないのであれば、今後3～5年は禁止エリアを拡大して様子を見てはいかがでしょうか。

会 長 網漁業を禁止にして魚が戻るかどうかをみるのですかね。

鈴木委員 はい。

会 長 ただ、網漁業を禁止にして魚が戻ったとしても、因果関係を証明するのは難しいと思います。

鈴木委員 県外でも、ガリガリと網を引いて漁場が崩壊したという報告が何例もあるようだ。

会 長 それに関しては、明石礁でも網漁業による漁場の崩壊ということが確認出来たら、ということですずっと調査してきたわけですけども、今までの調査結果では、網による漁場の崩壊というのは認められないという結論だったはずです。

鈴木委員 魚による調査との因果関係とか、海藻による調査との因果関係というのが、証明しにくいのが海（自然）であって、そこが証明できないとしても、使っていないのであれば、そこを禁止エリアにしておいても良いのではないか。

会 長 はえ縄の人たちからすれば、そもそも漁場が壊れる壊れない以前の問題として、網が入らない方がはえ縄漁を行いやすいということがあると思います。明石礁で鯛が獲れていた頃は、3隻の船が同じポイントを交代で入れ替えて使っていたということがありますから、相当タイがいたのだと思います。北東の角あたりね。

当然、網が入らない方が魚は残ると思いますので、漁場を壊すという話はちょっと違うのではと思います。今、明石礁にタイがいないのは、その原因では無いと思いますが、研究所はどのように考えていますか。

阿部所長 明石礁にタイがいないのは何故か、ということですか。

会 長 はい。

阿部所長 開会前に本間和憲委員と話しましたが、タイの生息水深帯が変わってきていると思います。明石礁にもいないし、大瀬にもいない。タイに限っての議論とか、今は漁場として使っていないから議論をしないとか、そういうことではないと思います。

研究所の役目は、現状を可能な限り明らかにすることで、海藻がほぼ残

っていて、明石礁の大体の現状が明らかになりました。この結果を受けて、解決に向けた議論を進めてほしかったです。皆様に前々回の委員会で問いかけをしたのですけれども、あまり積極的に解決に向けて動こうという姿勢が残念ながらみられなかったのかなというのが私の印象です。

会 長 明石礁付近では、クロソイ・マゾイ・アイナメなどが釣れていたが、最近はほとんど釣れない。釣れるのはキジハタとカサゴばかりで、魚種が変わってしまったという印象があります。

底曳きが漁場を荒らしたからタイが減ったのかと言われると、これまでの調査の海底写真や動画とかを見る限りでは、網で漁場が荒らされてタイがいなくなったというのとはちょっと違うのかなという感じを受けます。

どうせ操業していないのだったら、網を入れられない状況にしてはどうかという鈴木委員の意見なのだけれども、もし魚が戻ってくればまた網を入れたいという人もいるわけだから、その人たちにこれから将来にわたって網を入れるなど言えるのか、と考えた場合に、網による漁場破壊という被害が具体的に見えていない状況では、難しいのかなと個人的には考えます。ただ、委員会の全体として、どのような意見とするのかはありますが。縄を行っている伊原委員は何かありますか。

伊原委員 何が原因で魚がいなくなったのかとか、漁場の変化とかは、比較するものが無いと分からないと思います。比較対象が必要なのであれば、そのような地点を設定して比較すれば見えてくると思います。一般的に考えて、網を入れてひっかいて獲る方法と釣りを考えれば、海藻や岩盤が壊れる危険度というのは網の方が大きいわけで、それは誰しもが分かる。ただ、本当にそのような破壊につながったのかというのは、比較するものが無いから分からないわけだ。せっかく魚種が増えてきたのなら、モニタリングポイントを増やしても良いかもしれない。

会 長 多いのはスズメダイ、ウマヅラハギ、ベラなどですね。

伊原委員 それだってその年で分からないわけだ。私はずっと海の近くに住んでいるが、海にいる魚だって変わってきていて、いなくなった魚種もいる。昔は、ハゼやボラがたくさんいたが、今はそれがほとんどいない。タカノハも昔はたくさんいたが、今はいない。かといって、その場所を底曳きが引いていたわけでは無い。いろいろな要因が重なっているから、比較対象が無いと何とも言えない。

会 長 イシガレイも昔はたくさんいたのになくなった。分からないことがたくさんあって、因果関係が分からないのだから、鈴木委員が言った意見も因果関係が分からなくても良い。とりあえず、今は網で獲る魚がいなかったら、一度網を入れない期間を設定しましょうという提案だと思います。

伊原委員 それもアリだと思う。

会 長 はい、佐藤委員。

一道委員 はい、私の記憶では、前々回の委員会では、基本的にはみなさん漁場の保全とか、そういったことを考えていて、それについては意見が一致していて、今は調査を水産研究所で行っていますが、調査対象としているものについては、ある程度傾向が見えてきたという内容だったと思います。それを受けて、調査を継続していくのかという点が課題だったと記憶しています。継続するというのは大事だと思うのですが、その中で議論されたのは、漁業調整としての今の指示は良いが、実態として、漁場としてはあまり利用されていないということです。調査期間など、どこで区切りをつけるかというのは調査研究機関としては課題のひとつではあるのですが、今の調査研究の内容については一旦ここで区切りをつけて、結果をまとめ、次はスパンを変えてスポット的に調査するのは良いのでは、と意見させてもらいました。

漁業調整として今の指示はきちんと機能しているが、調査としては、今のテーマである程度結論が出たのであれば、別のテーマで見なければいけないのではないか、という話をしたように思います。

ですので、水産研究所で考えがまとまったとしても、指示と調査はずっと続いていくのだと私は認識しています。

会長 鈴木委員の提案は、因果関係の証明は難しいからそれは別として、とりあえず底曳きが操業していないのであれば、いつそ禁漁区に設定して、極端なこと言うと、ごち網禁止の枠と同じ範囲で網漁業も禁止にしてしまおう、という事ですよね。

鈴木委員 因果関係を証明したいがために調査を依頼しましたけど、時間の引き延ばしだけで答えは出ないと思うので、調査依頼は取り下げます。今後、調査をするかしないかは研究所の判断に任せます。今までの調査はありがとうございました。それから加賀山課長、今までの議論を聞いてどう考えますか。

加賀山課長 調査結果が科学的根拠に基づいていれば説得力があって良かったとは思いますが、科学的根拠に基づいていないのであれば、委員会で規制は出来ないのではないかと思います。

鈴木委員 全ては委員会まかせということだな。会長が言うように、漁業を望む人がいる限り規制は設定出来ない、というのであれば、今後も規制は出来ないということだな。

会長 規制出来ないとは言っていない。ただ、必要性が無いものについては、規制するのは難しいのではないかとということです。委員会指示を出すにしても同様です。さらに言えば、今は明石礁で曳く船が減っていて、福傳丸と漁吉丸だけです。福傳丸の親父さんも相当年ですのでいつまで漁師をやるのかということもあります。息子さんも違うことをやっているし。そうなると、黙っていても今後、明石礁には底曳きが入る頻度がどんどん減っていくと思います。そのような状況で、明石礁に網漁業禁止の規制を設定する必要があるのかということですよね。どんな場所でも、網を入れれば漁獲圧を受けるわけです。網を入れなければ魚はいくらでも増える、と言っていた漁業者もいました。

鈴木委員 わかった。時間ばかりかかってダメだ。加賀山課長、漁吉丸と福傳丸に話があるので場所を設定してもらえないか。

加賀山課長 鈴木委員の他には誰が出ますか？

鈴木委員 分からない。私は出る。

加賀山課長 どのような目的で会うのですか？

鈴木委員 明石礁の禁止エリアの拡大ということで、了解がもらえるかどうか。本人らに聞いてみたいです。

加賀山課長 相手方の都合もありますので。

鈴木委員 はい、相手の都合もあるから、合わなければ仕方ない。もし会えるというのであればお願いします。

加賀山課長 それは、はい、わかりました。

鈴木委員 お願いします。以上です。

会 長 一人の漁業者として会うのか、それとも海区委員として会うのですか。

鈴木委員 どちらの方が良いのか。

会 長 どちらでも良いが、鈴木委員の考えは聞いておきたいと思って。

池田会長代理 いいか。黙って聞いていたけど。前から言っているが、今の海の状態は、魚の変わり目のような時期にきていると考える。以前はホッケを1日400～500箱を獲ってきたが、去年の9月から昨日まででゼロだ。200メートルぐらいの水深に行っても魚はほとんどいない。最近は毎年魚が変わっている。タラは、ほとんど皆無状態。タイも生息水深帯が変わってきている。だから、過去何十年の漁のデータも、今は参考にならないかもしれない。

鈴木委員 言いたいことはすごくわかる。これだけ海の変化が早いから、今言っていたように、昨日のデータが明日使えるかは分からない。なので、明石礁を規制しても、良い結果になるかは分からない。

池田会長代理 鈴木委員の言わんとすることは分かるが、使っていないから禁止エリアを拡大するのではなく、鈴木委員だって魚がいないところでは縄はしないだろうから、使わないのなら使わないままにして、そのままにさせておけば波風立たない。

魚種や環境がこれからどのように変わるのかは私も分からないから、まずはどのように変化していくか、年々積み重ねていって、その結果を受けて考えていけば良いのでは。今、魚が変化している時に、ここは規制しましょう、ここは禁漁にしましょうというのではなく、経過観察しながら、

研究所の意見も聞きながら、お互いに意見交換しながら進めていった方が
良いと思う。

鈴木委員　だからそのための提案だし、全く声を荒げる必要は無かったのだけど。
これだけ変化が激しい中で、魚が住み着くのに適した畑があれば、色々な
魚種が居付く可能性はある。居付けば、その魚をみんなが獲れるように
なる。ところが、漁場が無ければ、新規の人が、自分たちの努力が足りない
のが1番だけど、獲る場所が無くなってしまう。でも、明石礁が、2万円
でも3万円でも5万円でも獲れるという漁場であれば、経営は楽になるだ
ろう。そういった意味も込めて提案した。今の明石礁を規制したって、さ
ほど痛くもかゆくもないだろう。

池田会長代理　だったら、規制しなくても良いのではないかな。まずは黙っておけば良い
のに。

伊原委員　日頃から意見交換は必要だから、鈴木委員の提案についてもかしこまら
ないで、ただ話をするというのも良いと思う。私は、いろんなことやう
るさいことも、しょっちゅう若い人と話している。そのような、コミュニ
ケーションをとるといえるか、利害関係でありながらも意見交換する、とい
うのは大切だと思う。

会　　長　最初から話のテーマをしぼらないで、ざっくばらんな話から本筋に持っ
ていくと良いと思います。最初から明石礁の話をして、おそらく上手く
いかないと思う。

池田会長代理　なんで魚がいない状態になっているのか、所長教えてくれ。明日何を獲
りにいけば良いのか分からない。本当に魚の変化が早い。春まで獲れたホ
ッケが全くいない。

阿部所長　はい、私もそれは感じています。イシガレイやマコガレイもいなくなり
ましたよね。浅海域からだんだんいなくなっている。口細も沖の深いと
ころに行かないといない。要はそれだけ生息域が狭まっているのですよね、
生息できる水深が、今まで浅いところだったのが深くなったりしている。

池田会長代理　何が原因だと思う？

阿部所長　やっぱりエサだと思います。プランクトンがいないので。特にハタハタ
やタラについて、最後にきちんと生まれていたのが7年前で、それ以降は
ほとんど生まれていないです。タラもなんとか今はつないでいますが、今
後は少なくなると思います。ハタハタも厳しい状況です。

池田会長代理　これは自分の考えだが、原因は川だと思う。昔は、雨が降れば3日もか
けてエサを運んで海に流れてきた。昔は最上川の下流はプランクトンで真
っ赤になっていた。今は、山形県だけでは無いが、川の岸辺を護岸コンク
リートで覆ったら、海にエサが流れていかなかった。昔は魚探をかける
と底が分からないくらいプランクトンがいたが、今はいない。

なので、エサ不足で魚が減っていると思う。その原因は川だと考えて

いる。

阿部所長 栄養塩の補給という意味合いで川水というのは非常に重要なので、池田委員がおっしゃることは一理あると思います。

会 長 さらに言えば、浄化槽問題でしょう。

阿部所長 浄化槽問題もあると思います。

会 長 昔は、市場からの残飯で市場の前に魚がウジャウジャいた。今はどこにもいないです。

阿部所長 カモメもいないですよ。

会 長 エサが無いからでしょう。

阿部所長 そうです。加茂では、20年前と比べて1/5以下になりました。下手したら3羽くらいしか見ない時もあります。それだけ、いろいろなものを支えられる生産力を有する漁港が無くなってきています。

池田会長代理 酒田は魚を投げるからか、カモメはいるよ。

会 長 私も出張の時にたくさんの漁港を昔から見てきましたけど、沼津の魚市場の前はボラがウジャウジャいて凄かったです。今は水がキレイで、魚も何もいない。

日本海も海水の栄養塩問題がありますが、浄化槽問題も関係しているのですか。

阿部所長 そうですね。最も影響があるのは瀬戸内海ですね。海苔が色落ちして育たないとか、牡蠣の身が太らないとかがあって、栄養分不足が原因だろうということで、協議会をつくって、污水处理場から栄養塩をちょっと添加しようとなりました。そのようなことをやっている場所もあって、効果がハッキリ見えているところもあれば、見えない場所もあります。

会 長 水の栄養が少なければプランクトンは増えないから、魚も増えないわけですね。

阿部所長 明石礁の調査は今年度もやっていまして、担当が結果を一生懸命まとめているので、また委員会で御報告させていただくのでよろしくお願いします。

会 長 ということで、よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

会 長 何か成果があったら、報告いただければと思います。では、これをもちまして本日の…

事務局 会長、よろしいですか。

会長 はい、事務局からですね。

事務局 はい、次回の日程なのですけれども、来年の2月4日火曜日の午後1時半からということでみなさま御都合はいかがでしょうか。

樋口委員 すみません、2月4日は午後3時から会議があるのですが…授業は午後1時から3時までですが、その後に教授会議があります。

事務局 ではその日の午後は難しいということですね。

樋口委員 そうですね。日程については他のみなさまの御予定もあると思いますので優先してください。

事務局 承知しました。日程については会長と相談して、後日、みなさまにお知らせします。私からは以上です。

会長 では本日の第431回山形海区漁業調整委員会はこれをもちまして終了します。みなさま、お疲れ様でした。

一同 お疲れ様でした。

令和6年12月3日

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 

委員 本間 和憲 

委員 伊原 光臣 

